昭和四十四年法律第六十四号 職業能力開発促進法

目

総則

職業能力開発計画(第五条-第七条)

第二節 第 節 職業能力開発の促進 事業主等の行う職業能力開発促進の措置(第八条―第十四条) 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置(第十四条の二―第十五条の六)

第五節 第四節 第三節 実習併用職業訓練実施計画の認定等(第二十六条の三―第二十六条の七) 事業主等の行う職業訓練の認定等(第二十四条―第二十六条の二) 国及び都道府県等による職業訓練の実施等 (第十五条の七―第二十三条)

第六節 職業能力開発総合大学校(第二十七条) 職業訓練指導員等(第二十七条の二―第三十条の二)

第七節 第八節 キャリアコンサルタント (第三十条の三―第三十条の二十九)

職業訓練法人(第三十一条—第四十三条)

第四章

第一節 職業能力検定 技能検定(第四十四条—第五十条

補則(第五十条の二・第五十一条

職業能力開発協会

第二節

第二節 第一節 都道府県職業能力開発協会(第七十九条—第九十条) 中央職業能力開発協会(第五十二条—第七十八条)

第七章 雜則 (第九十一条—第九十九条)

第八章 罰則 (第九十九条の二―第百八条)

第一 章 総則

必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)と相まつて、職業訓練及び職業能力検定の内容の第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に 位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 2

者」という。) 及び求職者(同法第六条第一項に規定する船員となろうとする者を除く。以下同年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。第九十五条第二項において「雇用労働第二条 この法律において「労働者」とは、事業主に雇用される者(船員職業安定法(昭和二十三 じ。)をいう。

(定義)

ついての検定(厚生労働省の所掌に属しないものを除く。)をいう。この法律において「職業能力検定」とは、職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識にこの法律において「職業能力」とは、職業に必要な労働者の能力をいう。

実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、その適性、職業経験その他の「この法律において「職業生活設計」とは、労働者が、自らその長期にわたる職業生活における することをいう。

は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。 この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又

第三条 (職業能力開発促進の基本理念) 職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにするこ

> の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促 設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念 は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労 『者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活

第三条の二 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、前条の基本理念に従い、職 識の適正な評価を行うことによつて図られなければならない。 要な実務の経験がなされ、並びにこれらにより習得された職業に必要な技能及びこれに関する知 活設計に即して、必要な職業訓練及び職業に関する教育訓練を受ける機会が確保され、並びに必

職業訓練は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育との重複を避け、 これとの密接な関連の下に行われなければならない。 カュ

ばならない。 とともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなけ 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮する ń

3

2

情等に配慮して行われなければならない。 身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的又は精神的な事

5 験その他の評価方法の充実が図られ、並びに職業訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経験を・技能検定その他の職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試 に行われなければならない。 通じて習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるよう

第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開 及び向上に努めるものとする。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自 ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その ならない。 必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければ 労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために

発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めるとともに、職業 を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開 要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並び ることを容易にするための援助、 とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図 する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要 を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対 にこれらの内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会 国及び都道府県は、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じて必 技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

第二章 職業能力開発計画

(職業能力開発基本計画)

第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発(職業訓練、 職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。)に関する基本となるべ き計画(以下「職業能力開発基本計画」という。)を策定するものとする。 職業能力検定その他この法律の規定による

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

2

技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

職業能力の開発の実施目標に関する事項

三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

- 3 条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、 、職種別、 企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働 か
- 4 職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。 厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職種等に係る
- の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たっては まらかしめ ヴ 厚生労働大臣は、 職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会 職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなけれ
- 前二項の規定は、 職業能力開発基本計画の変更について準用する。

ばならない。

第六条 者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して必要な勧告をすることが 労働政策審議会の意見を聴いて、関係事業主の団体に対し、職業訓練の実施その他関係労働案 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を的確に実施するために必要があると認めるとき 3

- 業能力の開発に関する基本となるべき計画 定するよう努めるものとする。 (都道府県職業能力開発計画等) 職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職 (以下「都道府県職業能力開発計画」という。) を策
- るものとする 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定め
- 3 都道府県知事は、 労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとす 都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、事業
- 4 よう努めるものとする。 都道府県知事は、 都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表する
- 5 で」と読み替えるものとする。 とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上 と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」 いて準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」 都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施につ第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は

第三章 職業能力開発の促進

第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

(多様な職業能力開発の機会の確保)

び向上を図ることができるように、その機会の確保について、次条から第十条の四までに定める第八条 事業主は、その雇用する労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及 措置を通じて、配慮するものとする。

きる。 行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五元条 事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂 められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことがで 条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認

その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するものとする 事業主は、前条の措置によるほか、必要に応じ、 次に掲げる措置を講ずること等により、

- 他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を受けさせること。
- 自ら若しくは共同して行う職業能力検定又は職業能力の開発及び向上について適切と認めら る他の者の行う職業能力検定を受けさせること

- |第十条の二 事業主は、必要に応じ、実習併用職業訓練を実施することにより、その雇用する労働 者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。
- 2 行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施 をいう。 するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うも 前項の実習併用職業訓練とは、事業主が、その雇用する労働者の業務の遂行の過程内にお
- 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓
- 第二十四条第三項に規定する認定職業訓練
- 前二号に掲げるもののほか、当該事業主以外の者の設置する施設であつて職業能力の開発及 向上について適切と認められるものにより行われる教育訓練
- 講ずべき措置に関する指針を公表するものとする。 厚生労働大臣は、前項に規定する実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るため事業主が
- 第十条の三 事業主は、前三条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることによ のとする。 、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するも
- キャリアコンサルティングの機会を確保することその他の援助を行うこと。 ること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報を提供す 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、
- 二 労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするた めに、労働者の配置その他の雇用管理について配慮すること。
- 2 ャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする。 事業主は、前項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する場合には、

キ

- 第十条の四 事業主は、第九条から前条までに定める措置によるほか、必要に応じ、その雇用する 掲げる援助を行うこと等によりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び 向上を促進するものとする。 労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な次に
- 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇を付与すること。
- を受ける時間を確保するために必要な措置を講ずること。 始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定
- 2 十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)をいう。 を受ける労働者に対して与えられる有給休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 前項第一号の有給教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練 第三
- 3 規定による年次有給休暇として与えられるもの及び前項に規定する有給教育訓練休暇として与え 練を受ける労働者に対して与えられる休暇であつて長期にわたるもの(労働基準法第三十九条の られるものを除く。)をいう。 第一項第一号の長期教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓
- 4 られるもの、第二項に規定する有給教育訓練休暇として与えられるもの及び前項に規定する長期 る労働者に対して与えられる休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与え 教育訓練休暇として与えられるものを除く。)をいう。 第一項第一号の再就職準備休暇とは、再就職のための準備として職業能力の開発及び向上を図
- 力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関して、その適切かつ有効な実施を図第十条の五 厚生労働大臣は、前二条の規定により労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能 力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関して、 るために必要な指針を公表するものとする。

第十一条 (計画的な職業能力開発の促進)

うに努めなければならない。 われることを促進するため、第九条から第十条の四までに定める措置に関する計画を作成するよ 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行

2 有効に活用することによりその計画の円滑な実施に努めなければならない。 発及び向上を促進するように努めるとともに、次条の規定により選任した職業能力開発推進者を ために必要な措置を講ずることによりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開 事業主は、前項の計画を作成したときは、その計画の内容をその雇用する労働者に周知させる

(職業能力開発推進者)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者(以下 「職業能力開発推進者」という。)を選任するように努めなければならない

前条第一項の計画の作成及びその実施に関する業務

導等の業務 第九条から第十条の四までに定める措置に関し、その雇用する労働者に対して行う相談、 指 4 3

(熟練技能等の習得の促進) 助言及び指導その他の援助等が行われる場合にあつては、国等との連絡に関する業務 会(以下この号において「国等」という。)により前条第一項の計画の作成及び実施に関する 事業主に対して、国、都道府県又は中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協

第十二条の二 事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及び 効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。 し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等のこれに関する知識(以下この条において「熟練技能等」という。)に関する情報を体系的に管理 厚生労働大臣は、前項の規定により労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ず

る措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発 業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、 該職業訓練を実施することができる。 業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当「事業主等」と総称する。)は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職 働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下 協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労 (認定職業訓練の実施)

(認定実習併用職業訓練の実施)

ることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。 令で定める者に限る。以下同じ。)の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であ の二第二項に規定する実習併用職業訓練をいう。以下同じ。)の実施計画が青少年(厚生労働省 事業主は、第五節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練(第十条 3

第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置

(多様な職業能力開発の機会の確保)

第十四条の二 国及び都道府県は、労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発 及び向上を図ることができるように、その機会の確保について、第十三条に定めるもののほか、 この節及び次節に定める措置を通じて、配慮するものとする。

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関 より構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。 促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者に (以下この項において「関係機関」という。)は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

五. 四 事業主団体

くは同条第十 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第十項に規定する職業紹介事業者若 項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

学識経験者

その他関係機関が必要と認める者

2

その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにを図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況 キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取 ついて協議を行うものとする。 協議会は、 職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化

事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の

(事業主その他の関係者に対する援助) 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者 業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努めなければならない。

第十条の三第一項第一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導を行うこと。

三 (キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものを含む。)。 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと

五四 情報及び資料を提供すること。

行うこと。 職業能力開発推進者に対する講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を

第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。

せる等の便益を提供すること。 前各号に掲げるもののほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用さ

2 第四号に掲げる援助を行うように努めなければならない。 国及び都道府県は、職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者に対し、 前項第三号及び

的に行うため必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。 国は、事業主等及び労働者に対する第一項第二号から第四号までに掲げる援助を適切かつ効果

4 には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとす 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対す 規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするた訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の七第三項に る第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育 めの援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その 他必要な措置を講ずることができる。

(職務経歴等記録書の普及)

| ため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する

- 明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」という。)の様式を定め、 その普及に努
- な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとする。国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たつては、青少年の職業生活設計に即 した自
- 力の開発及び向上に関し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関係者第十五条の五 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練、職業能力検定その他職業能 が当該調査研究の成果及びその情報を利用することができるように努めなければならない。
- 第十五条の六 国は、職業能力の開発及び向上が円滑に促進されるような環境を整備するため、職 動等を行うものとする。 業に必要な技能について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活 (職業に必要な技能に関する広報啓発等)
- 第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(国及び都道府県の行う職業訓練等)

- については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。 府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの) 職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの(都道 設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該 る知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関す 3
- 同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)
- 程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。に関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれ
- 厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして一 職業能力開発大学校(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並 5
- を行うための施設をいう。以下同じ。) 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のもの
- うための施設をいう。以下同じ。) は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又
- 第八号までに掲げる援助を行うように努めなければならない。 か、事業主、労働者その他の関係者に対し、第十五条の二第一項第三号、第四号及び第六号から 国及び都道府県が設置する前項各号に掲げる施設は、当該各号に規定する職業訓練を行うほ
- 施設の行う職業訓練とみなし、 発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開 で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開 が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる 第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。)を設置する場合には、当該指定都市を、 職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項及び第十六条 二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が職業能力開発短期大学校 しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、国にあつては職業を転換 町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。) 当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる

- 4 く。)を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。 公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項に規定する援助(指定 が設置する職業能力開発短期大学校等及び市町村が設置する職業能力開発校に係るものを除
- びこれに関する知識を習得させるための訓練を行うこと。 練を担当する者になろうとする者又は現に当該訓練を担当している者に対して、 開発途上にある海外の地域において事業を行う者に当該地域において雇用されている者の 必要な技能及
- 関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うこと 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に

(職業訓練の実施に関する計画)

- 第十五条の八 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし 訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。 書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業
- 関係者の意見を聴くものとする。 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、 関係行政機関の長その

(公共職業能力開発施設)

- 第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び 障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、 業能力開発校を設置することができる。 市町村は
- 能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設 については条例で定める。 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業
- 4 で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。 の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるもの
- 公共職業能力開発施設の長は、 職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。
- 第十七条 公共職業能力開発施設でないもの(第二十五条の規定により設置される施設を除く。) (名称使用の制限)
- は、その名称中に職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、 発促進センター又は障害者職業能力開発校という文字を用いてはならない (国、都道府県及び市町村による配慮) 職業能力開
- 第十八条 国、都道府県及び市町村は、その設置及び運営について、公共職業能力開発施設が に競合することなくその機能を十分に発揮することができるように配慮するものとする。
- 2 及び産業の振興に資するように、職業訓練の開始の時期、 ものとする。 国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、 期間及び内容等について十分配慮する 関係地域における労働者の職業の安定
- 分配慮するものとする。 国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、 職業能力の開発及び向上を図ることができるように、 職業訓練の期間及び時間等について十 労働者がその生活との調和を保ちつ

(職業訓練の基準)

3

- |第十九条 公共職業能力開発施設は、 2 又は市町村の条例で定める基準)に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする で定める基準(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、 の訓練課程ごとに教科、訓練時間、 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。 職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓 設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令 当該都道府県
- 3 における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるも 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施

その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとす

第二十条 ければならない。 いう。)においては、 公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」と 厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めな

受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査(以下この条において「技能照査」とい う。)を行わなければならない。 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)を

技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で

定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第二十二条

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚 2

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練(厚生労働省令で定め 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

る基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。)

働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、手当を支給することがでおいて求職者に対して行う職業訓練を受ける求職者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労 訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに障害者職業能力開発校に いて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業国及び都道府県は、公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにお

る求職者の就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。 公共職業能力開発施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携の下に、公共職業訓練を受け

の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に 機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。

事業主等の行う職業訓練の認定等

(都道府県知事による職業訓練の認定)

るときは、この限りでない。 る。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認め 第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができ 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、

号)第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生働基準法第七十条の規定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七 労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の意見を聴くものとする。 前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労

3 を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる 第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が第十九条 練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力

(事業主等の設置する職業訓練施設)

第二十五条 認定職業訓練を行う事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、職業訓練施設 ンターを設置することができる。 として職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、 職業能力開発大学校又は職業能力開発促進セ

(事業主等の協力)

第二十六条 認定職業訓練を行う事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、 いの施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、 又は委託を受けて他の事業主等に係厚のない範囲内で、認定職業訓練のた

第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場 る労働者に対して職業訓練を行うように努めるものとする。

合において、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「認 定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

実習併用職業訓練実施計画の認定等

(実施計画の認定)

より、実習併用職業訓練の実施計画(以下この節において「実施計画」という。)を作成し、厚第二十六条の三 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところに 生労働大臣の認定を申請することができる。 より、実習併用職業訓練の実施計画(以下この節において「実施計画」という。)を作成

実施計画には、 実習併用職業訓練に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

職業能力の評価の方法

訓練を担当する者

その他厚生労働省令で定める事項

五.

3 な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働 省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的

(実施計画の変更等)

第二十六条の四 前条第三項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)は、当該認定 に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第三項の認定に係る実施計画(前項の規定による変更の認定があつたと 生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定事業主が認定実施計画に従きは、その変更後のもの。以下この節において「認定実施計画」という。)が、同条第三項の厚 つて実習併用職業訓練を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

3

第二十六条の五 認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練(以下「認定実習併用職業 項において「広告等」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職訓練」という。)を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの(次 業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 付してはならない。 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を

(委託募集の特例等)

第二十六条の六 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(認定事業主に限る。以下同じ。) 業主については、適用しない ようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事 いう。)の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事し が、当該承認中小事業主団体をして認定実習併用職業訓練を担当する者(以下「訓練担当者」と

- の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項第一号から第三号までに一 中小事業主 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一、本認中小事業主団体 事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関する相談及び援助を行認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関するものに限る。以下こ直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主をであると承認したものをいう。
- | くなつたと認めるときは、同号の承認を取り消すことができる。| 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でな
- 働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。ところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労4 第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定める
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十条の別に明五十七条第二項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の募集を行おうとする者」とあるのは「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の法第四十条の規定は前項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の法第二項・「明五十二条の規定は前項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の法第二項・第四十二条、第四十二条第二項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の募集を行おうとする者」とあるのは「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項をご項をご覧の関係を選集に従事する者に対する報酬の募集を行おうとする者」とあるのは「期間」と読み替える第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える第二項中「当該労働者の募集の関係を関する。

第六節 職業能力開発総合大学校

第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練及び認定職業訓練(以下「準則訓練のという。)、職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによつて、職業訓練指導業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによつて、職業訓練指導業訓練指導員」という。)になろうとする者又は職能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練(以下「準則訓練」と第二十七条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業

- の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うことができる。 2 職業能力開発総合大学校は、前項に規定する業務を行うほか、この法律の規定による職業能力
- 国は、職業能力開発総合大学校を設置する。

3

5

- いてはならない。 職業能力開発総合大学校でないものは、その名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いてはならない。
- 業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

 東十五条の七第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)及び第五項並びに第二十三条第三項及び第四項の規定は職業能力開発総合大学校にわいて、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において、第十九条がら第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校における。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発総合大学校における。)と読み替えるものとする。

第七節 職業訓練指導員等

(指導員訓練の基準等)

- 事項に関する基準については、厚生労働省令で定める。第二十七条の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、訓練時間、設備その他の
- 一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。第二十二条のは「第二十七条の二第二項において、第二十四条第一項の認定に係る第二十七条の場合において、第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは「職業能力開発総合大2 第二十二条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、指導員訓練について準用する。こ

(職業訓練指導員免許)

- 第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)でなら、以下この項において同じ。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者(都第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除
- う。
 りの免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)は、厚生労働省令で定める職種ごとに行
 りである。
- 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者
- 二 第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者
- ることができない。
 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受け
- で定めるもので、からは、一、でである。これできない者として厚生労働省令の、おいののでにより職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令
- | 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- |職業訓練指導員免許の取消し)| |二||職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。第二十九条 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該

第三十条 職業訓練指導員試験は、 従い、都道府県知事が行う 厚生労働大臣が毎年定める職業訓練指導員試験に関する計画に

験によつて行なう。 前項の職業訓練指導員試験(以下「職業訓練指導員試験」という。)は、実技試験及び学科試

職業訓練指導員試験を受けることができる者は、 次の者とする

第四十四条第一項の技能検定に合格した者

厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。 一 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4

項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第一

6 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができ

(職業訓練指導員資格の特例)

第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練 (短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除 市の条例で定める者)であつて、同条第五項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければなの行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は指定都 する者として厚生労働省令で定める者(都道府県又は指定都市が設置する公共職業能力開発施設十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有 く。以下この項において同じ。)における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二

しては、同条第一項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けた者であることを要しな定める者(同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)に該当するときは、当該教科に関 の行うものを除く。)における職業訓練指導員については、当該職業訓練指導員が当該職業訓練一第二十八条第一項に規定する職業訓練(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設 に係る教科につき同条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で

第八節 キャリアコンサルタント

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、 ンサルティングを行うことを業とする。 キャリアコ

(キャリアコンサルタント試験)

キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

いう。)は、学科試験及び実技試験によつて行う。 前項のキャリアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアコンサルタント試験」と

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることがで

の課程を修了した者 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるもの

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める 2

4 験の全部又は一部を免除することができる 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、 第二項の学科試験又は実技試

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」とい 行わせることができる。 う。)に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という。)を

2 載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
・前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記

名称及び住所並びに代表者の氏名

資格試験業務を行う事業所の所在地

験業務を行わないものとする。 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、二 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 資格試

(欠格条項)

3

条において「申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者 、登録をしてはなら

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わ

二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

日から起算して二年を経過しない者がある者 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者 その解任

(登録の要件等)

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、そ 定める。 の登録をしなければならない。この場合において、 登録に関して必要な手続は、 厚生労働省令で

次に掲げる科目について試験を行うこと

この法律その他関係法令に関する科目

キャリアコンサルティングの理論に関する科目

キャリアコンサルティングの実務に関する科目

その他厚生労働省令で定める科目

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採

点を行うこと。

イ 授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教

キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

務規程」という。)に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関することを含む。 以下

口 イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令

第三十条の五第一項の登録は、四債務超過の状態にないこと。 登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとす

登録年月日及び登録番号

る。

第三十条の五第二項各号に掲げる事 項

しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 登録試験機関は、 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、 役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、 遅滞なく、その旨を厚生 変更

労働大臣に届け出なければならない。 (試験業務規程) 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、 厚生労働大臣の

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

る事項を定めなければならない。 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定め

3 つたと認めるときは、登録試験機関に対し、 つたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることが「厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当とな

(資格試験業務の休廃止)

登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、 又は廃止してはならない。 資格試験業務の全部又は

対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借 の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百五条の二において「財務 であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。) 子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 (財務諸表等の備付け及び閲覧等) (帳簿の記載)

諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務 間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、 第二号又は第四号の請求を

財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求するには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

前号の書面の謄本又は抄本の請求

を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供す」前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他 ることの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)

施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基 を命ずることができる。

試験委員となることができない 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、

(秘密保持義務等)

第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又は これらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しな とるべきことを命ずることができる くなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、 これらの規定に適合するため必要な措置を

8

2 あると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることが 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要が

(登録の取消し等)

第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第二号を除く。) かに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。 0) いず

2 ことができる。 対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずる 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に

不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき

第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五四

正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

第三十条の十六 記載し、これを保存しなければならない。 R三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備 (報告等) 帳簿を備え、 資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を

第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認める ことができる。 験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる ときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試

2 ればならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証票を携帯し、 関係者に提示しなけ

3 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

(公示)

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、 その旨を官報に公示しなけ れば ならな

第三十条の五第一項の登録をしたとき

第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。 第三十条の十の許可をしたとき。

第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき

五四 (キャリアコンサルタントの登録) 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコ サルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、 ヤリアコンサルタントとなることができる。 キ

次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない

2

労働省令で定めるもの 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わ

三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ない者 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、 その取消しの日から二年を経過し

兀

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を

4 (キャリアコンサルタント登録証) 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第 という。)を交付する。 項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があ

提出し、その訂正を受けなければならない。 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から 第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることが 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その

(登録の消除)

第三十条の二十三 その登録を消除しなければならない。 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、

(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。) ることができる。 に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせ

前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。 とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生| 第三十三条 職業訓練法人は、認定職業訓練を行うほか、次の業務の全部又は一部を行うことがで 条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の

各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならな が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画

一 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎 を有するものであること。 2

三 営利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで(第三十条の十第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第 務規程」という。)」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、 と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程(以下「登録事 三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」 項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第 指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一 五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、 「実施 2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、 第三十五条 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。

方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるの 条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。 第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」 員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第は「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役 第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、 三十条の十三第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、 十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十 同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の

第三十条の二十七 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、 ャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 又はキ

い。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。 キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならな

(名称の使用制限)

| **第三十条の二十八** キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛ら わしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

タントの登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサ 第四章 職業訓練法人

|第三十一条||認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とするこ とができる。

(人格等)

(職業訓練法人)

第三十二条 職業訓練法人は、法人とする。

2 職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。 (業務)

職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。

職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、 に関し必要な業務を行うこと。 職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上

| 第三十四条 職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない

に対抗することができない。 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者

財団であるものにあつては寄附行為で、

次の事項を定めなければならない。 目的

(設立等)

名称

認定職業訓練のための施設を設置する場合には、 その位置及び名称

五四三 主たる事務所の所在地

社団である職業訓練法人にあつては、 社員の資格に関する事項

社団である職業訓練法人にあつては、 役員に関する事項 会議に関する事項

会計に関する事項

定款又は寄附行為の変更に関する事 解散に関する事項

3 公告の方法

る事項を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、こり財団である職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は役員に関す、職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。 れを定めなければならない。 厚生労働

省令で定める。 この章に定めるもののほか、 職業訓練法人の設立の認可の申請に関し必要な事項は、

(設立の認可)

5

第三十六条 該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。
マーナハ条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、 次の各号のいずれ かに

当該申請に係る社団又は財団がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等当該業務当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。

(成立の時期等) を的確に遂行することができる能力を有しないと認められるとき。

職業訓練法人は、 主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立

職業訓練法人は、 成立の日から二週間以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なければならな

(財産目録及び社員名簿)

2 社団である職業訓練法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えは、成立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるもの第三十七条の二 職業訓練法人は、成立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、

なければならない。

(理事)

職業訓練法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

人の事務は、理事の過半数で決する。 理事が二人以上ある場合において、 定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、職業訓練法

(職業訓練法人の代表)

第三十七条の四 理事は、職業訓練法人のすべての事務について、職業訓練法人を代表する。ただ つては総会の決議に従わなければならない。し、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、 社団である職業訓練法人にあ

(理事の代表権の制限)

第三十七条の五 理事の代表権に加えた制限は、 (理事の代理行為の委任) 善意の第三者に対抗することができな

第三十七条の六 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、 特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第三十七条の七 るときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならに三十七条の七 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあ

(利益相反行為)

ない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人第三十七条の八 職業訓練法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有し を選任しなければならない。

第三十七条の九 職業訓練法人には、 定款、 寄附行為又は総会の決議で、 人又は二人以上の監事

を置くことができる。

(監事の職務)

第三十七条の十 監事の職務は、次のとおりとする

職業訓練法人の財産の状況を監査すること。

理事の業務の執行の状況を監査すること。

当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、 又は著しく不

前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(監事の兼職の禁止)

第三十八条 職業訓練法人に監事を置いた場合には、 てはならない。 監事は、 職業訓練法人の理事又は職員を兼ね

(通常総会)

第三十八条の二 社団である職業訓練法人の理事は、 なければならない。 少なくとも毎年一 回 社員の通常総会を開

第三十八条の三 社団である職業訓練法人の理事は、 (臨時総会) 必要があると認めるときは、 つでも臨時総

会を招集することができる。

2

総会を招集しなければならない。 なる割合を定めることができる。 総社員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、 ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異 臨時

(総会の招集)

第三十八条の四 (社団である職業訓練法人の事務の執行) ある事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。 総会の招集の通知は、その総会の日より少なくとも五日 一前に、 その総会の 目 i的で

(総会の決議事項)

第三十八条の五 社団である職業訓練法人の事務は、 すべて総会の決議によつて行う。 定款で理事その他の役員に委任したものを除

第三十八条の六 総会においては、第三十八条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項につい てのみ、決議をすることができる。 (社員の表決権) ただし、 定款に別段の定めがあるときは、 この限りでな

第三十八条の七 各社員の表決権は、平等とする

2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、 適用しない。

(表決権のない場合)

第三十八条の八 社団である職業訓練法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、 の社員は、表決権を有しない。 そ

第三十九条 定款又は寄附行為の変更 令で定める事項に係るものを除く。) は、 (定款又は寄附行為の変更) (第三十五条第二項第四号に掲げる事項その他の厚生労働省 都道府県知事の認可を受けなければ、 その効力を生じ

第三十六条の規定は、 、前項の認可について準用する。 ない。

きは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。 職業訓練法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたと

(職業訓練法人の業務の監督)

第三十九条の二 職業訓練法人の業務は、 都道府県知事の監督に属する

2 都道府県知事は、 職権で、 いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができ

第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

- 定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生
- 目的とする事業の成功の不能
- 社団である職業訓練法人にあつては、社団である職業訓練法人にあつては、
- 社員の欠亡
- 破産手続開始の決定
- 設立の認可の取消し
- 前項第二号に掲げる理由による解散は、 都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じ 4
- ができない。ただし、 社団である職業訓練法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、 定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 解散の決議をすること
- 4 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、 都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 清算人
- (職業訓練法人についての破産手続の開始)

第四十条の二 職業訓練法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場 合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をす 2

2 (設立の認可の取消し) 前項に規定する場合には、 理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第四十一条 の認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その設立

正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき

二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、 る場合においてその改善を期待することができないとき。 又は著しく不当であると認められ

(清算中の職業訓練法人の能力)

第四十一条の二 解散した職業訓練法人は、 まではなお存続するものとみなす。 清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至る

第四十一条の三 職業訓練法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 おいて理事以外の者を選任したときは、この限りでない。理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会に 4

(裁判所による清算人の選任)

ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算第四十一条の四 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生 人を選任することができる。 3

(清算人の解任)

第四十一条の六 第四十一条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、 は職権で、清算人を解任することができる。 (清算人の届出) 清算中に就職した清算人は、 その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なけ 利害関係人若しくは検察官の請求により又 れば

(清算人の職務及び権限)

現務の結了

第四十一条の七清算人の職務は、 次のとおりとする。

- 債権の取立て及び債務の弁済
- 2 (債権の申出の催告等) 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第四十一条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、 おいて、その期間は、二月を下ることができない。 者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合に

しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記

2

- 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

れた後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができ第四十一条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、職業訓練法人の債務が完済さ る。

(清算中の職業訓練法人についての破産手続の開始)

第四十一条の十 なつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、 *١* ، 清算中に職業訓練法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかに その旨を公告しなければならな

その事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。 清算人は、清算中の職業訓練法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、 破産管財人に

3 すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。 前項に規定する場合において、清算中の職業訓練法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第四十二条 解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その き残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。 帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべ

2 総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、 清算人が

3 が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行う者に帰属させる。 財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、

前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

(裁判所による監督)

第四十二条の二 職業訓練法人の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

職業訓練法人の清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対

(清算結了の届出) 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する#し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。 同項に規定する裁判所に対し、 意見を述べることができる。

第四十二条の三 清算が結了したときは、 清算人は、 その旨を都道府県知事に届け出なければなら

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十二条の四 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 職業訓練法人の清算の監督及び清算人に関する事件は、 その主たる事務所の所在

(不服申立ての制限)

第四十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条の六 裁判所は、第四十一条の四の規定により清算人を選任した場合には、職業訓練法 は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。 人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、 裁判所

第四十二条の七 削除

(検査役の選任)

第四十二条の八裁判所は、 することができる。 職業訓練法人の清算の監督に必要な調査をさせるため、 検査役を選任 2

合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、 人及び検査役」と読み替えるものとする。 第四十二条の五及び第四十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場 「職業訓練法

(都道府県の執行機関による厚生労働大臣の事務の処理)

第四十二条の九 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、職業訓練法人に対する監督上の命 令又は設立の認可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

第四十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四 第七十八条、 第百五十八条及び第百六十四条の規定は、 職業訓練法人について準用する。

第五章 職業能力検定

第一節

第四十四条 ち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に定職種」という。) ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のう 区分しないで行うことができる。 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種(以下この条において「検

関する知識の程度は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。 前項の技能検定(以下この章において「技能検定」という。)の合格に必要な技能及びこれに

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

(受検資格)

第四十五条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする

厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者

厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

前二号に掲げる者に準ずる者で、 厚生労働省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第四十六条 ばならない 厚生労働大臣は、 毎年、 技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなけれ

ものとする。 下「技能検定試験」という。)の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行う 都道府県知事は、 前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験(以

3 実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わ、厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の せることができる。

能力開発協会に行わせることができる 都道府県知事は、 技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業

い法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下 合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としな 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連

> 府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下この条及び第九十六条 「指定試験機関」という。)に、技能検定試験に関する業務のうち、 一において「技能検定試験業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。 前条第二項の規定により都道

施に関する計画が、技能検定試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 職員、設備、技能検定試験業務の実施の方法その他の事項についての技能検定試験業務の実

的な基礎を有するものであること。 前号の技能検定試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術

り得た秘密を漏らしてはならない。 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、 技能検定試験業務に関して知

3 ては、法令により公務に従事する職員とみなす。 技能検定試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の適用につい

厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消 又は期間を定めて技能検定試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4

第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。

(報告等)

第四十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対してその業務に関し 簿、書類その他の物件を検査させることができる。 必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳

ればならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、 関係者に提示しなけ

3 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

(合格証書)

第四十九条 技能検定に合格した者には、 厚生労働省令で定めるところにより、 合格証書を交付す

(合格者の名称)

第五十条 技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

2 種)を表示してするものとし、合格していない技能検定に係る職種又は等級を表示してはならな係る職種及び等級(当該技能検定が等級に区分しないで行われたものである場合にあつては、職 技能検定に合格した者は、前項の規定により技能士と称するときは、その合格した技能検定に

示した場合には、二年以内の期間を定めて技能士の名称の使用の停止を命ずることができる。 厚生労働大臣は、技能士が前項の規定に違反して合格していない技能検定の職種又は等級を表 技能士でない者は、

技能士という名称を用いてはならない。

第二節

4

3

(職業能力検定に関する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の 振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関 する基準を定めるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、職業能力検定に関して必要な事項は、 厚生労働省令で定

第六章 職業能力開発協会

第一節 中央職業能力開発協会

(中央協会の目的)

|第五十二条 中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。) は、 促進の基本理念の具現に資するため、 都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、 職業能力の開発及び向上

国及び都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発 .おいて単に「職業能力の開発」という。)の促進を図ることを目的とする。 (第五十五条第 一項

第五十三条 中央協会は、法人とする。 (人格等)

2 中央協会でないものは、その名称中に中央職業能力開発協会という文字を用いてはならない。

(業務)

第五十四条 中央協会は、全国を通じて一個とする。

第五十五条 連絡を行うこと | 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び|| 丁五条 || 中央協会は、第五十二条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。

職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行

職業訓練、 職業訓練、 職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力を行うこと。職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。

する業務を行うものとする。 中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第三項の規定による技能検定試験に関 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。

2

(会員の資格)

第五十六条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

都道府県職業能力開発協会

職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団

前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

第五十七条 都道府県職業能力開発協会は、すべて中央協会の会員となる。 (加入)

な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。 (会費) 中央協会は、前条第二号又は第三号に掲げるものが中央協会に加入しようとするときは、正当

第五十八条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(発起人)

第五十九条 中央協会を設立するには、 五以上の都道府県職業能力開発協会が発起人となることを

(創立総会)

第六十条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくと

2 - 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。も二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3 多数で決する。 会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して

た書面を厚生労働大臣に提出して、 (定款) 創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載し 設立の認可を受けなければならない。

二
 名称

第六十二条 中央協会の定款には、 次の事項を記載しなければならない

目的

六五四 業務に関する事 主たる事務所の所在 地

会員の資格に関する事項

七 会議に関する事項

参与に関する事項役員に関する事項

中央技能検定委員に関する事項

会計に関する事項

会費に関する事項

事業年度

解散に関する事項

定款の変更に関する事項

2 十 五 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない 公告の方法

第六十三条 中央協会に、役員として、会長一人、 理事長一人、 理事五人以内及び監事二人以内を

理事及び監事を置くことができる。 中央協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、 定款で定めるところにより、 非常勤の

会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

4 掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。 理事長は、中央協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央協会の業務を

長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会 会長及び理事長が欠員のときはその職務を

5

出することができる。 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。 会長又は厚生労働大臣に意見を提

(役員の任免及び任期) 監事は、会長、理事長、 理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない

8

7

第六十四条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。 設立当時の役員は、創立総会において選任する。 ただし、

前項の規定による役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長及び理事長の任期は、二年 創立総会で定める期間とする。 以内において創立総会で定める期間とし、 会長及び理事長の任期は、四年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、 設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において

役員は、再任されることができる。

(代表権の制限)

4

3

第六十五条 中央協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、 代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。 (参与)

第六十六条 中央協会に、参与を置く。

参与は、 中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3

2

4

参与は、 職業訓練又は職業能力検定に関し学識経験のある者のうちから、 会長が委嘱する。

前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

合には、中央技能検定委員に行わせなければならない。 施要領の作成に関する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に関する業務を行う場 中央協会は、第五十五条第二項の規定により技能検定試験に係る試験問題及び試験実

中央協会は、中央技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ 厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(決算関係書類の提出及び備付け等)

第六十八条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書 及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所 に備えて置かなければならない。

会長は、監事の意見書を添えて決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければな

磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、 事の意見書を添付したものとみなす。 をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、 子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付 会長は、当該監 3

第六十九条 らない。 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一 回 通常総会を招集しなければな

会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

次の事項は、総会の議決を経なければならない

定款の変更

事業計画及び収支予算の決定又は変更

会員の除名

解散

前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

だし、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に係る議事は、 して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。た 総会員の二分の一以上が出席 2

第七十条 中央協会は、 次の理由によつて解散する。

総会の議決

破産手続開始の決定

設立の認可の取消し

前項第一号に掲げる理由による解散は、 厚生労働大臣の認可を受けなければ、 その効力を生じ

第七十一条 同項第三号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。 前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任

(財産の処分等)

ればならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決第七十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなけ を経ることを要しない。

能力検定の推進について中央協会と類似の活動を行う団体に帰属させるものとしなければならな 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、職業訓練又は職業

> 3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、 国に帰属する。

労働大臣に提出しなければならない。 第七十三条 中央協会は、毎事業年度、 通常総会の終了の日から一月以内に、 決算関係書類を厚生

の決算関係書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。 中央協会は、前項の規定により決算関係書類を厚生労働大臣に提出するときは、

当該事業年度

2

第七十四条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、中央協会に対してその業務に関し必要 その他の物件を検査させることができる。 な報告をさせ、又はその職員に、中央協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、 書類

れ 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、 関係者に提示しなけ

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

ばならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、

2

(勧告等)

第七十五条 改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。 めるときは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお7七十五条 厚生労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認

業務の全部又は一部の停止を命ずること。

設立の認可を取り消すこと。

(中央協会に対する助成)

第七十六条 国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

(中央協会の役員等の秘密保持義務等)

第七十七条 中央協会の役員若しくは職員(中央技能検定委員を含む。)又はこれらの職にあつた 者は、第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関 して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな 第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する中央協会

(準用)

第七十八条 第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十 道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項に規定する都道府県知事は、 条」とあるのは「第七十一条」と、第四十二条の二第三項中「職業訓練法人の業務を監督する都 び第四十二条の三中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条の四中「前び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第二項、第三十七条の七及 から第四十一条の十まで及び第四十二条の二から第四十二条の八までの規定は中央協会の解散及 同項」とあるのは「厚生労働大臣は、前項」と読み替えるものとする。 について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七 人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は中央協会の設立、管理及び運営 【条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の八まで並びに一般社団法

第二節 都道府県職業能力開発協会

(都道府県協会の目的)

第七十九条 都道府県職業能力開発協会 (以下「都道府県協会」という。) は、職業能力の開発及 な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発(以下単に び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接 促進を図ることを目的とする。 「職業能力の開発」という。)

第八十条 都道府県協会は、法人とする。

2 用いてはならない。 都道府県協会でないものは、 その名称中に都道府県名を冠した職業能力開発協会という文字を

第八十一条 都道府県協会は、 都道府県ごとに一個とし、 その地区は、都道府県の区域による

第八十二条 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び 都道府県協会は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して、 相談に

応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。

事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。 事業主等の行う職業訓練でその地区内において行われるものに従事する者の研修を行うこ

五. その地区内における職業訓練、 職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の

提供並びに広報を行うこと。 その地区内における職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を

行うこと 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力でその地区内において行わ

れるものについての相談その他の援助を行うこと。 前各号に掲げるもののほか、その地区内における職業能力の開発の促進に関し必要な業務を

に関する業務を行うものとする。 都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第四項の規定による技能検定試験

(会員の資格等)

第八十三条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、 次のものとする。

都道府県協会の地区内において職業訓練又は職業能力検定の推進のための活動を行うもの都道府県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練又は職業能力検定を行うもの 定款で定めるもの

前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。 都道府県協会は、前項各号に掲げるものが都道府県協会に加入しようとするときは、正当な理

第八十四条 ことを要する 都道府県協会を設立するには、その会員になろうとする五以上のものが発起人となる

(役員等)

第八十五条

勤の理事及び監事を置くことができる。 都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより八十五条 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。 定款で定めるところにより、 非常

都道府県協会に、参与を置く

(都道府県技能検定委員)

第八十六条 都道府県協会は、第八十二条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を 都道府県技能検定委員に行わせなければならない。 行う場合には、当該業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、

ころにより、 都道府県協会は、都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めると 厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない

(都道府県協会に対する助成

第八十七条 る 都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができ

ができる 国は、 前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助すること

第八十八条 国及び都道府県は、公共職業能力開発施設その他の適当な施設を都道府県協会に使用 させる等の便益を提供するように努めなければならない。

(都道府県協会の役員等の秘密保持義務等)

第八十九条 都道府県協会の役員若しくは職員(都道府県技能検定委員を含む。)又はこれらの 係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 にあつた者は、第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に

府県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、 員とみなす。 『県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道

(準用等)

2

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、 労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」と 二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生 ぞれ準用する。この場合において、第四十一条の四中「前条」とあるのは「第九十条第一項にお七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それ 条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで、第四十二条の二から第四十二条の八まで、第 会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一 第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条ま あるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と読 いて準用する第七十一条」と、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第 で並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協 び第八項 (理事長に係る部分を除く。)、第六十四条、第六十五条 (理事長に係る部分を除く。)、 六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項(理事長に係る部分を除く。)、第六項及 十八条の三第二項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第 み替えるものとする。

2 することができる。 ときは、都道府県知事に対し、 厚生労働大臣は、都道府県協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認める 都道府県協会に対してこれを是正すべきことを勧告するよう指示

3 に対し、同条各号のいずれかに掲げる処分をするよう指示することができる。 厚生労働大臣は、第一項において準用する第七十五条に規定する場合において、 都道府県知事

第七章 雑則

都道府県に置く審議会等)

第九十一条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調 査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、

(職業訓練等に準ずる訓練の実施)

2

行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し第九十二条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂 行うことができる。

労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者

- 家内労働法 (昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者
- 研修の在留資格をもつて在留する者 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学又は
- 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの

(厚生労働大臣の助言及び勧告)

る援助その他職業能力の開発に関する事項について助言及び勧告をすることができる。 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府 公共職業能力開発施設の設置及び運営、第十五条の二第一項及び第二項の規定によ

(職業訓練施設の経費の負担)

業能力開発校の施設及び設備に要する経費の一部を負担する。 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職

第九十五条 開発校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。 国は、前条に定めるもののほか、同条に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力

る職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の運営に関する特別の事情を考慮して、政令で定めむ。)を基礎とし、職業訓練を緊急に行うことの必要性その他各都道府県における前条に規定す 求職者数(中学校、 る基準に従つて決定しなければならない。 前項の規定による交付金の交付については、各都道府県の雇用労働者数及び 義務教育学校、高等学校又は中等教育学校を卒業して就職する者の数を含

(雇用保険法との関係)

第九十六条 国による公共職業能力開発施設(障害者職業能力開発校を除く。)及び職業能力開発 の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項(障害者職業能力開発校に係る総合大学校の設置及び運営、第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定 険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条に規定する能力開発事業として行う。 部分を除く。)、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、 (登録試験機関等がした処分等に係る審査請求) 雇用保

が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関 用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適 場合において、厚生労働大臣は、 処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この (手数料) 行政不服審查法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第

第九十七条 うとする者、第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けよ 付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。 第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の

することができる。 する者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県協会へ納めさせ、 場合においては、第四十六条第四項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験を受けようと 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき技能検定試験に係る手数料を徴収する その収入と

第九十八条 いて、認定職業訓練(第二十七条の二第二項において準用する第二十四条第一項の認定に係る指し九十八条「厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するためによりするトレニー(報告) 項について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第九十八条の二 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、 その一部を都道府県労働局長に委任することができる 厚生労働省令で定めるところにより、

(厚生労働省令への委任)

| 第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この 関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 法律の 施 紀行に

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第1 規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 る業務の停止の命令に違反して、 訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第三 一項の規定によ 項

第九十九条の三 第十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五 十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処

第二十六条の六第四項の規定による届出をしないで、訓練担当者の募集に従事した者

わなかつた者 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

三 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反し

兀 第三十条の十三第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)又は第四十七条

第百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機 Ξ. 第二項の規定に違反して秘密を漏らした者 第七十七条第一項又は第八十九条第一項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の許可を受けないで資格

し、又は帳簿を保存しなかつたとき。 試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して資格 若しくは帳簿に虚偽の記載を

三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号にお 拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 て同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を

第百一条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する

第二十六条の五第二項の規定に違反した者

ず、又は虚偽の報告をした者 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせ

くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述 をした者 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若し

を漏らした者 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密

第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜら

t Ŧi. れた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの 第五十条第三項の規定により技能士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、 第三十条の二十八の規定に違反した者 当該停止を命ぜ

られた期間中に、技能士の名称を使用したもの 第五十条第四項の規定に違反した者

八

第百三条 会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協 同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十四条第一項の規定によ 第七十四条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において

第百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 罰金刑を科する 又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の の業務に関し、第九十九条の二、第百条第一号から第三号まで、第百二条第一号から第四号まで

第百五条 七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録試験1百五条 第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)又は第四十 機関、指定登録機関又は指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

第百五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に 号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各

会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。第百六条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協

十万円以下の過料に処する。

第五十五条又は第八十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき、

第五十七条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反したとき。

じ。)の規定に違反して、第六十八条第一項に規定する書類を備えて置かないとき。 第六十八条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同 2

兀 産を処分したとき。 第七十二条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けないで財

大臣の命令に違反したとき。 第七十五条第一号(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働 第七十三条(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十条の二第二項又は第四十一条の十第 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十一条の八第一項又は第四十一条の十 一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

の検査を妨げたとき。 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十二条の二第二項の規定による裁判所

2

技能検定に関する経過措置)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は 実の記載をしたとき。 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、 又は不

清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第三十三条又は第九十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき

第三十四条第一項の規定に違反したとき。

第三十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十七条の二第一項の規定に違反して、 財産目録を備えて置かないとき。

査を妨げたとき。 第三十九条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検

六 第四十条の二第二項又は第四十一条の十第一項の規定に違反して、 しなかつたとき。 破産手続開始の申立てを

をしたとき。

第四十一条の八第一項又は第四十一条の十第一項の規定による公告をせず、 又は不正の公告 (施行期日)

財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。 第四十二条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。

第百八条 第十七条、第二十七条第四項、第三十二条第二項、第五十三条第二項又は第八十条第二 項の規定に違反したもの(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料 に処する。

抄

(施行期日)

第一条 この法律 (以下「新法」という。) は、昭和四十四年十月一日から施行する。 十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。 (法律の廃止) . 章の規定、第百三条から第百六条までの規定及び第百八条の規定(第六十七条第二項及び第八 ただし、第

第二条 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)は、 廃止する。

(技能照査に関する経過措置)

第三条 新法第十二条第一項の規定は、 了する者について適用する。 昭和四十五年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を修

(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第四条 附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法 業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校となるものとする。 までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓練所、 は、それぞれ新法第十五条から第十八条までの規定による専修職業訓練校、 こよる専修職業訓練校、高等職業訓練校、職職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所(以下「旧法」という。) 第五条から第八条

うことができる。 六条第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、新法第十五条第一項第一号に掲げる業務を行な 新法第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置した高等職業訓練校は、 新法第十

3 の規定による委託とみなす。 新法の施行の際現になされている旧法第八条第二項の規定による委託は、 新法第十八条第二項

(認定職業訓練に関する経過措置)

第五条 新法の施行の際現になされている旧法第十二条第一項の認可(市町村に係る認可を除く。) 第二十四条第一項の認定とみなす。 又は旧法第十五条第一項若しくは第十六条第一項の認定は、 高等訓練課程の養成訓練に係る新法

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

第六条 なす。 旧法第二十二条第一項の免許を受けた者は、 新法第二十八条第一項の免許を受けた者とみ

二項の規定による免許の取消しとみなす。 旧法第二十三条第一項又は第二項の規定による免許の取消しは、 新法第二十九条第一項又は第

第七条 新法の施行の際現に旧法第二十五条第一項の技能検定を受けている者に係る当該技能検定

2 新法第六十二条第一項の技能検定に合格した者とみなす。 については、なお従前の例による。 旧法第二十五条第一項の技能検定(前項の規定に基づく技能検定を含む。)に合格した者は

(職業訓練審議会に関する経過措置)

会は、それぞれ新法第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職第九条 旧法第三十条又は第三十二条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議 業訓練審議会となるものとする。

(昭和四七年六月八日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日 [から施

この附則に定めるもの 0 ほ か、 この法律の施 行に関して必要な経過措 置 は、 政令で定め

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 な お 従前の例による。

この法律は、 (昭和四九年一二月二八日法律第一一七号) 昭和五十年四月一日 から施行する。

(昭和五一年五月二八日法律第三六号)

(施行期日)

条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。 (昭和五三年五月八日法律第四〇号)

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四条、第三十二条、 条第四項」に改める部分を除く。)並びに次条第二項、附則第十条第二項及び第二十条から第二 定、第九十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条、第百三条、第百四条、第百六条及び 規定、第七十七条の次に五条を加える改正規定、第八十条、第八十四条から第八十六条まで、第 四十四条から第六十一条まで、第六十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条及 十三条までの規定並びに附則第二十四条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二 第百七条の改正規定並びに第百八条の改正規定(「第二十二条」を「第十四条第二項、第二十七 び第七十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十五条及び第七十六条の改正 (施行期日) 十七条、第八十九条、第九十条及び第九十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規 第十条の二第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。 第 5

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練校という文字を用いているものについて 六月間は、適用しない。 (名称の使用制限に関する経過措置) 改正後の職業訓練法(以下「新法」という。)第十四条第二項の規定は、この法律の施行後

ているものについては、新法第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定は、職業訓練法第六 その名称中に中央職業能力開発協会又は都道府県名を冠した職業能力開発協会という文字を用い (公共職業訓練施設に関する経過措置) 職業訓練法第六十七条第二項の改正規定及び同法第八十七条第二項の改正規定の施行の際現に -七条第二項の改正規定及び同法第八十七条第二項の改正規定の施行後六月間は、 適用しない。 3

は第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置している専修職業訓練校及び高等職業第三条 この法律の施行の際現に改正前の職業訓練法(以下「旧法」という。)第十五条第二項又 訓練校は、新法第十四条第一項第一号に掲げる職業訓練校となるものとする。

五項の規定により都道府県にされている委託とみなす。 この法律の施行の際現に旧法第十八条第二項の規定によりされている委託は、新法第十五条第

ても、定款の作成、創立総会の開催、設立の認可の申請その他都道府県職業能力開発協会の設立第四条 都道府県職業能力開発協会の会員になろうとするものは、昭和五十四年四月一日前におい に必要な行為をすることができる。 (都道府県職業能力開発協会の設立準備行為)

第五条 職業訓練法第四十四条から第六十一条までの改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定 定協会(これらの法人であつて、清算中のものを含む。)については、旧法は、法人に関する改に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検 及び同法第八十七条第一項の改正規定(以下「法人に関する改正規定」という。)の施行の際現 (職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

2 に規定する解散等によるその消滅の時に、 及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、 正規定の施行後も、なおその効力を有する。 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法は、同項に規定する職業訓練法人連合会 失効するものとする。 次条第四項

第六条 職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の日から起算 3 会については、当該都道府県の区域内において都道府県職業能力開発協会が成立するまでの間、 して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、中央職業能力開発協会の発起人に 都道府県職業能力開発協会とみなして、新法第七十条及び第七十一条第一項の規定を適用する。 中央職業能力開発協会が成立した時に現に存する職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協

対し、その一切の権利及び義務を中央職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出ることができ

2 合を含む。)の規定による議決の例による。 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第八十六条において準用する場

大臣に申請してその認可を受けなければならない。 中央職業能力開発協会の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、 遅滞なく、

業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時において解散するものとする。この は、中央職業能力開発協会の成立の時において中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職・前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務 いては、旧法及び他の法令の規定中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

前項の規定により職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会が解散した場合における解散の

記については、政令で定める。

第七条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法 らず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第五十七条第一項第 三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技 能検定協会の解散及び清算の例による。 人中央会又は中央技能検定協会は、旧法第五十七条第一項又は第七十八条第一項の規定にかかわ

第八条 職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の ことができる。 発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含起算して二年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、都道府県職業能力開発協会の む。)に対し、その一切の権利及び義務を都道府県職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出る 日

2 合を含む。)の規定による議決の例による。 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第九十四条において準用する場

と読み替えるものとする。 第一項」と、「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「中央職業能力開発協 起人」とあるのは「都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業 十八条第一項第三号」とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項第三号」 会」とあるのは「都道府県職業能力開発協会」と、前条中「一年」とあるのは「二年」と、「第 能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)」と、「第一項」とあるのは「附則第八条 定協会について準用する。この場合において、附則第六条第三項中「中央職業能力開発協会の 七十八条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項」と、「第七 附則第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、職業訓練法人連合会又は都道府県技能検

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもの る。 ののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

(罰則に関する経過措置)

|第十条||この法律の各改正規定の施行前(附則第五条第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職 の 業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、同項の規定によ 適用については、それぞれなお従前の例による。 なお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則

2 都道府県技能検定協会については、 職業訓練法第百三条の改正規定の施行前(附則第五条第一項に規定する中央技能検定協会及び 同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条

法の同条第二項に規定する失効後)にした旧法第八十五条(旧法第九十四条において準用する場 合を含む。)の規定に違反する行為に対する罰則の適用についても、 協会及び都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧 第二項に規定する失効前)に中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会の役員又は職員の職に つた者が職業訓練法第百三条の改正規定の施行後(附則第五条第一項に規定する中央技能検定 前項と同様とする。

(昭和五四年一二月二〇日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる事項に係 るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 (罰則に関する経過措置) なお従前の例による。

第一条 この法律は、 (施行期日) 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号)

行する。

則

(昭和五六年四月二五日法律第二七号)

抄

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第九十九条の改正規 (施行期日) 同条を第九十八条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、 附 抄 附則第十

附則第十五条及び附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

基本計画又は都道府県職業訓練計画は、それぞれ改正後の第五条又は第六条の規定により策定さ第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条又は第六条の規定により策定されている職業訓練 れた職業能力開発基本計画又は都道府県職業能力開発計画とみなす。 (職業訓練計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の第二十四条第一項の規定によりされた認定は、改正後の第二 十四条第一項の規定によりされた認定とみなす。 (認定職業訓練に関する経過措置)

(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)

附行為の変更について行われた改正前の第三十九条第一項の認可の申請は、改正後の第三十九条第四条 この法律の施行前に改正後の第三十九条第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は寄 第三項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する定款又は寄附行為の変更(同項に規定する申請が 行われたものを除く。)は、改正後の第三十九条第三項の規定の適用については、 行の日に行われたものとみなす。 この法律の施

(職業訓練審議会に関する経過措置)

練審議会は、それぞれ改正後の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業能力開発審議会第五条 改正前の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓 又は都道府県職業能力開発審議会となるものとする。

(職業訓練施設の経費の負担等に関する経過措置)

年度以前の年度の予算に係る改正前の第九十九条の規定に基づく負担金については、第六条 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十年度の予算に係る交付金から適用し、 昭和五十九 なお従前の

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

(罰則に関する経過措置

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によれに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以 者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(こ 他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正 りされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申 八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その 前

(昭和六二年六月一日法律第四一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第二十八条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の職業能力開発促進法第十六条の規定に より設置されている身体障害者職業訓練校は、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第 十五条第二項第四号の障害者職業訓練校となるものとする。 (職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業訓練校という文字を用いているものについて は、適用しない。 前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 る。 政令で定め

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当す るもので、附則第三条の規定によりこの法律の施行の時にその効力を失う旧法第十五条第一項 る事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ 規定による命令に係るものを除く。)及び附則第十二条の規定により従前の例によることとされ

(平成四年六月三日法律第六七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 号に定める日から施行する。 当該各

定並びに附則第四条の規定 公布の日 に係る部分に限る。)、第九十八条の前に一条を加える改正規定並びに第百七条第一号の改正規 次に四条、節名及び一条を加える改正規定中第十五条の次に四条を加える部分(第十五条の | 目次の改正規定 (「第九十八条」を「第九十七条の二」に改める部分に限る。)、第十五条の

一 第百三条及び第百四条の改正規定、第百六条の改正規定、第百七条の改正規定(「五万円」 を「二十万円」に改める部分に限る。)並びに第百八条の改正規定 月を経過した日 公布の日から起算して一

(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の職業能力開発促進法 (次項において「旧法」という。) 業訓練短期大学校、技能開発センター又は障害者職業訓練校は、それぞれ改正後の職業能力開 第十六条第一項又は第二項の規定により国、都道府県又は市町村が設置している職業訓練校、職 発

期大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校となるものとする。 促進法(以下「新法」という。)第十五条の六第一項に掲げる職業能力開発校、職業能力開発短

四項の規定による委託とみなす。 この法律の施行の際現にされている旧法第十六条第六項の規定による委託は、新法第十六条第

(名称の使用制限に関する経過措置)

能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は職業能力開発大学校という文字を用いている第三条 この法律の施行の際現にその名称中に、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業 ものについては、新法第十七条又は第二十七条第四項の規定は、この法律の施行後六月間は、適

(職業訓練等に準ずる訓練の実施に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に定める日からこの法律の施行の日(次項において「施行日」という。) 職業能力開発大学校」とあるのは、「公共職業訓練施設、職業訓練大学校」とする。 の前日までの間における新法第九十七条の二の規定の適用については、「公共職業能力開発施設、

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

〔罰則に関する経過措置〕

第六条 この法律(附則第一条各号に規定する規定については、 対する罰則の適用については、なお従前の例による 当該規定) の施行前にした行為に

(平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条 分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処 に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置]

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分 により行われたものとみなす。 に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 政令で定める。 この法律の施行に関して必要な経過措置

(平成六年六月二二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施 六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条 行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条の 改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二 第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業団法第十九条

> る部分を除く。)並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施年法律第百十六号)第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改め 第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。)並びに次条から附則第四条まで、附則第六条か 第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法(昭和四十九

(職業能力開発短期大学校に関する経過措置)

第二条 第一条中能開法第十五条の六第一項の改正規定の施行の際現に第一条の規定による改正 号に掲げる職業能力開発短期大学校又は同項第三号に掲げる職業能力開発大学校となるものとす 又は都道府県が設置している職業能力開発短期大学校は、政令で定めるところにより、 の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第十六条第一項又は第二項の規定により国 規定による改正後の職業能力開発促進法(以下「新能開法」という。)第十五条の六第一項第二

(職業能力開発大学校に関する経過措置)

第三条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行の際現に旧能開法第二十七条第三項の規 より国が設置している職業能力開発大学校は、新能開法第二十七条第一項に規定する職業能力開 発総合大学校となるものとする。 %定に

(名称の使用制限に関する経過措置)

校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開第四条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行の際現にその名称中に職業能力開発総合大学 法第二十七条の改正規定の施行後六月間は、 適用しない。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(施行期日) (平成九年一二月一九日法律第一三一号) 抄

一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第

(平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。 当該

第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、 の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条 限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に (同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十条 施行日前に第三百八十五条の規定による改正前の職業能力開発促進法第十六条第二項 の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申 請

よりされた同意又は協議の申出とみなす。 それぞれ第三百八十五条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十六条第三項の規定に

この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務、地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前 として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附 相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の おいて「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際 則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等 れの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報 されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、 みなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が 届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものと

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下こ 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、 は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 の条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについて の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関

る限り新たに設けることのないようにするとともに、 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき 新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

> 地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、 宜、適切な見直しを行うものとする。

> > 適

第二百五十一条 と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移11百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 移等

附 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定 附則第十条第一項及び第五項、 公布の日 第十四条第三項、 第二十三条、 第二十八条並びに第三十条の

(委員等の任期に関する経過措置)

員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委 員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から三十まで 略

三十一 中央職業能力開発審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、 別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定によ り従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の 用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

適

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 抄 なお従前の例による。

則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 公布の日 第千三百二十四条第

(平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

(施行期日)

(政令への委任)

第五条 る。 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律 (附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施 とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によること

(平成一四年五月七日法律第三五号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

則 (平成一四年一二月一三日法律第一六五号)

(施行期日)

る法律第十四条第二項の改正規定(「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関す 五年十月一日から施行する。 を除く。)を除く。)、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号)

(施行期日)

ら第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。 一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条か

(施行期日) 附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、 いう。)の施行の日から施行する。 第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」と

政令で定める。 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する

(罰則に関する経過措置)

条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(平成一八年六月二日法律第五〇号)

の法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。 抄

則 (平成一八年六月二一日法律第八一号)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(施行期日)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の職業能 力開発促進法及び中小企業労働力確保法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

第

る日から施行する。 一条 この法律は、 公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別 第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条 十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日 区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三 る。)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、 条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限 第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、

第五条 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定によ (職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

みなす。 る改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の 規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練と 六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に

2 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進 る厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみな じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定す より市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同 法第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定に

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この に関し必要な経過措置は、政令で定める。 法律の施行

則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、 附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 か遅い日から施行する。 整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ

(平成二三年六月二四日法律第七四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する

(施行期日) (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

第二百五十二条の十九、 ミ二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法

第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第 賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第 建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条 二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の 務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に 条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条 (地方拠点都市地域の整備及び産業業 宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四 第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法 第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第百二十一条 (都市再開発法第七条の四 の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、 限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条 く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に 規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除 く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正 条及び第五十条の改正規定に限る。)、第百三条、第百五条 (駐車場法第四条の改正規定を除 限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九 及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に 条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条 (道路法第二十四条の三 の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七 律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条 条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条 第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十 法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の 律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉 成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法 和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法 歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百 十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における 八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五 から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の 三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二 (景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条 (地域における多様な需要に応じた公的 十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の (昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律 二項第一号イ」に改める部分を除く。) 並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、 二の改正規定に限る。)、第五十一条 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 (水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三 .十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五 (都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条 (マンションの 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。) (平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街 平 昭 4 3 2

三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第ら第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項か 七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十 体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第 条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主 八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一 十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、 第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八 五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から 部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第 を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める 規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部 規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改 第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改 第

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

- 第三十条 第四十三条の規定(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十 の条例で定める基準とみなす。 施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村「新職業能力開発促進法」という。)第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定 期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法(以下この条において 条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促
- 条例で定める職業訓練とみなす。 は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間 は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町
- とみなす。 進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項 に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促
- る厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。 進法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定す (罰則に関する経過措置) 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開
- 第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 る経過措置を含む。)は、政令で定める。 抄 (罰則に関す

(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 (平成二六年六月四日法律第五一号) 公布の日

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条に 文は申請等の行為とみなす。

第4 本での手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用 くり でいる でいないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律のはのは地方公 2 では、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公 2 では、この法律のはか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公 2 では、この法律のがある にの機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日 「 での機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日 「 での機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日 「 の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日 「 第2 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体 第2 第3 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体 第3 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体 第3 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体 第4 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体 第4 では、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定と適用 に

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則 (平成二六年六月二五日法律第八二号) 抄

布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一条を加える改正規定 公 二条とし、附則第二十六条を附則第二条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第 正規定及び第百六条第一項の改正規定 (「第六十三条」の下に「、第六十六条の十第九項」を 第三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第百四条の改

則 (平成二七年六月二四日法律第四六号)

抄

(施行期日)

一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

二略

開発促進法の目次の改正規定(「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を改正規定(「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る部分に限る。)、第五条の規定(職業能力一 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六条第三項の改正規定及び同法第三十三条の二の

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の

华備行為)

に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。「改正後能開法」という。) 第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号第四条 第五条の規定による改正後の職業能力開発促進法 (次項、次条及び附則第六条において

る規定の施行前においても、その申請を行うことができる。改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げ

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

定の施行後六月間は、適用しない。
しい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわ

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

(罰則に関する経過措置) おいっぱい (罰則に関する経過措置) では、同条後段の規定は、適用しない。 おる審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。 おっぱ、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十八第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 第十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

〒70日 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公

二及び三 略

当

定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則七条中百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第二規定での改善、第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六

除く。)の規定 平成三十年一月一日
一十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を出入の第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条、第二十二条、第二十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十二条の十一外ら第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第二十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項の表第四条第八項の項、第三等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条

(*10位) 各間特置の放命へので任う、高に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 高に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置)

める。 第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

第三条の規定並びに附則第三十条の規定 公布の日第三条の規定並びに附則第三十条の規定 公布の日第三条の規定並びに附則第三十条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中直生對働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四十六年法律第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二附則第二十八条中直生計署等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二附則第二条の規定並びに附則第三十条の規定、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第三条の規定並びに附則第三十条の規定

(罰則に関する経過措置)

用については、なお従前の例による。
おおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定により第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に

七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を条、第六十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二、第四十二条から第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)二章第二節及び第四条、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第二条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第

(行政庁の行為等に関する経過措置)

為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項そ第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同

(罰則に関する経過措置)

(食寸) 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加る法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関す

則 (令和四年三月三一日法律第一二号) ‡

(施行期日)

号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

条の規定 公布の日 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八

二略

5。
5。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

第五百九条の規定 公布の日